

事 務 連 絡
平成29年3月28日

会員各位

愛媛県社会保険労務士会会長

健康保険給付金支給申請書および添付書類について

県会の運営につきましては、平素より御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、全国健康保険協会愛媛支部業務部長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

平成 29 年 3 月 27 日

愛媛県社会保険労務士会長 様

全国健康保険協会愛媛支部業務部長

健康保険給付金支給申請書および添付書類について（協力依頼）

春暖の候、貴会におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より健康保険事業の運営等にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険給付金のうち傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金（内払・差額、事後申請）、埋葬料（費）については、平成27年6月に当協会のシステムが刷新されたことにより、申請書をシステムに画像として取り込み、処理の迅速化を図っております。その際、画像取り込みの不具合の原因となることから、申請書のコピーや縮小等の加工をされないよう従前よりお願いしているところです。

しかしながら、依然として縮小等の加工がされた申請書が一部見受けられ、通常の手順による画像取り込みができないことから、支払いまでに日数を要しております。

つきましては、迅速な支払いのためコピーした申請書は使用しないようお願いいたします。また、ダウンロードした申請書の印刷時は、その都度印刷設定についてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、平成28年4月より傷病手当金、出産手当金支給申請書の提出時における出勤簿や賃金台帳の写しの添付は不要となっております。正確な支払いを期するため、引き続き事業主証明欄すべての記入の徹底にご協力いただきますよう、併せてお願いいたします。

特に注意していただきたい点を別紙に記載いたしましたので、ご多用中誠に恐縮ですが、貴会会員の皆様に対する周知に特段のご配慮ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会愛媛支部

業務部業務グループ 吉田・今城

TEL 089-947-2109（平日 8:30～17:15）



(別紙)

健康保険給付金支給申請書について

〈傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金（事後申請、内払・差額申請）、
埋葬料（費）支給申請書〉

1) コピーした申請書は使用できません。

※A4片面の用紙を、A3両面用紙へとコピー加工されないようお願い
します。

2) 申請書を協会けんぽのホームページからダウンロードする際について

印刷設定

- ・サイズオプション 実際のサイズ（縮小しない）
- ・用紙 A4片面

※両面印刷されないようお願いします。

添付書類省略について

〈傷病手当金、出産手当金支給申請書〉

1) 出勤簿、賃金台帳の添付は不要です。

2) 事業主証明欄のすべての記入をお願いします。

※特に多く見受けられる記入漏れは、次の項目になります。

記入漏れのないよう、お願いします。

- ・基本給、手当の単価
- ・被保険者氏名
- ・事業主証明日

*** 被保険者記入用欄においても、記入漏れがないようご確認ください

*** 事務処理の迅速化のため、郵送での提出にご協力をお願いします